

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年6月17日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 ジュディー・マリンスキー
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【電話番号】	03 - 4560 - 6000
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】	フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ） 2050
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出致しましたので、平成27年12月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するとともに、その他の情報について訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

委託会社およびファンドの関係法人

(略)

(d) 運用の委託先：FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）

(略)

FILインベストメンツ・インターナショナルおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、ラテンアメリカを含む20以上の国において、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。

(略)

委託会社の概況（2015年10月末日現在）

(略)

<訂正後>

(略)

委託会社およびファンドの関係法人

(略)

(d) 運用の委託先：FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）

(略)

FILインベストメンツ・インターナショナルおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、中近東、ラテンアメリカを含む20以上の国において、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。

(略)

委託会社の概況（2016年4月末日現在）

(略)

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

<訂正前>

（略）

運用方法

（略）

(b) 投資態度

（略）

\* 指定投資信託証券は、2015年10月末日現在以下の通りです。

（略）

- フィデリティ・ファンズ - サウス・イースト・アジア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

（略）

<訂正後>

（略）

運用方法

（略）

(b) 投資態度

（略）

\* 指定投資信託証券は、2016年4月末日現在以下の通りです。

（略）

- フィデリティ・ファンズ - アジア・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

（略）

### （2）【投資対象】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （2） 投資対象  
指定投資信託証券の概要」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

指定投資信託証券の概要（2016年4月末日現在）

注）下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・日本成長株・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に、積極的な運用を行なうことを基本とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.8964%（税抜0.83%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・インスティテューショナル・ファンズ - ジャパン・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として日本の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.80% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として日本の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ジャパン・スモラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)
関係法人	投資運用会社: FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)
投資目的	主として、日本の取引所(地方取引所等を含む)に上場されている、中小型の企業および新興企業の株式に投資します。
費用	管理報酬: 1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アメリカン・ディバーシファイド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)
関係法人	投資運用会社: FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)
投資目的	主として時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬: 1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)
関係法人	投資運用会社: FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)
投資目的	主として米国の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬: 1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アメリカン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV)
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ)
投資目的	主として、米国に本社があるか、事業活動の中心が米国にある企業の株式に投資し、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・アメリカン・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービス (英国) ・リミテッド
投資目的	主として米国の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限は、FIAM LLC（米国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目標とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.7776%（税抜 0.72%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。）</li> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

FIAM LLCは、米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

ファンド名	フィデリティ・米国優良株・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限は、FIAM LLC（米国）に委託します。
投資目的	ファンドは、フィデリティ・米国優良株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.8964%（税抜0.83%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。）</li> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

FIAM LLCは、米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。



ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてEMU加盟国の優良企業のユーロ建て株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ラジャー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の大型株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)
関係法人	投資運用会社: FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬: 1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・スモラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)
関係法人	投資運用会社: FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)
投資目的	主として欧州の中小型株式に投資を行いません。
費用	管理報酬: 1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ユナイテッド・キングダム・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)
関係法人	投資運用会社: FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)
投資目的	主として英国の株式に投資を行いません。
費用	管理報酬: 1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、EU（欧州連合）ないしEEA（欧州経済領域協定）加盟国に本社があるか、それらの地域の取引所で上場されている企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>- その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>- その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ディビデンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>- その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>- その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・バリュー・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、バリュースタイルで運用を行ない、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>- その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>- その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてアジア（除く日本）の「スペシャル・シチュエーション株式」や小型成長株に投資します。「スペシャル・シチュエーション株式」は、原則として純資産に比べて割安な株価を有する、あるいは利益成長性が高くかつ株価上昇に有利な特別な状況を有する株式です。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジア・フォーカス・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてアジア（除く日本）の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてオーストラリアの株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジアン・アグレッシブ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - エマージング・マーケッツ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、中南米、東南アジア、アフリカ、東欧（ロシアを含む）、中東等を含む経済が急成長を遂げている国の株式に投資します。
費用	管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - インターナショナル・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として世界各国の債券に投資し、米ドルベースでパフォーマンスの最大化を目指します。
費用	管理報酬：0.75% <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、ファンドに割り戻しを行いません。

ファンド名	フィデリティ・マネー・プール・マザーファンド
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、ファンドの運用指図に関する権限はFILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに委託します。
投資目的	主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
費用	信託報酬：なし 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用（この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。</li> <li>その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</li> </ul>
申込手数料	なし

### 3【投資リスク】

<訂正前>

(略)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2014年10月16日に設定されたため、2015年10月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ファンドは2014年10月16日に設定されたため2015年10月末、他の代表的な資産クラスについては2010年11月～2015年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### [代表的な資産クラスの指数]

日本株	TOPIX(配当金込)	TOPIX(配当金込)とは株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出・公表する株価指数です。東証の知的財産であり、TOPIX等の算出、数値の公表、利用などTOPIX等に関する権利は東証が所有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しております。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)	シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)とは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェービー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。



&lt;訂正後&gt;

(略)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

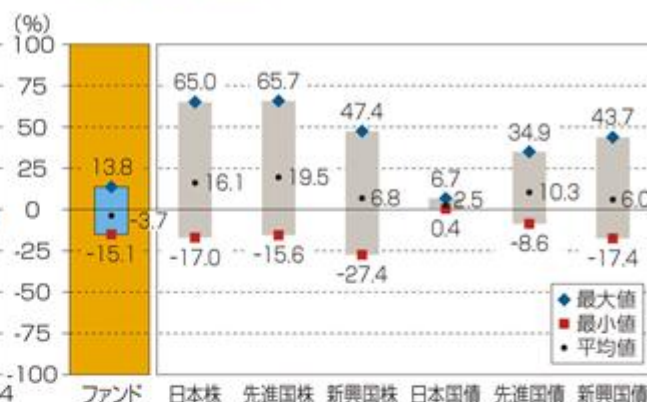


※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2014年10月16日に設定されたため、2015年10月～2016年4月の期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ファンドは2014年10月16日に設定されたため2015年10月～2016年4月の期間、他の代表的な資産クラスについては2011年5月～2016年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### [代表的な資産クラスの指数]

日本株	TOPIX(配当金込)	TOPIX(配当金込)とは株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出・公表する株価指数です。東証の知的財産であり、TOPIX等の算出、数値の公表、利用などTOPIX等に関する権利は東証が所有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しております。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)	シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)とは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェービー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。



## 4【手数料等及び税金】

### (3)【信託報酬等】

<訂正前>

(略)

(略)

- \* 1 2015年10月末日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、基本資産配分の見直し・投資対象ファンドの変更や投資対象ファンドの信託報酬の変更等によって変動しますので、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。

(略)

<訂正後>

(略)

(略)

- \* 1 2016年4月末日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、基本資産配分の見直し・投資対象ファンドの変更や投資対象ファンドの信託報酬の変更等によって変動しますので、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。

(略)

### (5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

(略)

#### 1. 個人の受益者に対する課税

(略)

<損益通算について>

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

[2016年1月1日以降]

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれる

のは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

[2016年1月1日以降]

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者等を対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

- 3．投資者が確定拠出年金法に規定する資産管理機構及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2015年10月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

（略）

- 1．個人の受益者に対する課税

（略）

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

- 3．投資者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、2016年4月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

(略)

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

### (1)【投資状況】

(2016年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	58,558,653	44.66
投資証券	ルクセンブルグ	70,071,041	53.44
預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,502,572	1.91
合計（純資産総額）		131,132,266	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年4月28日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・米国優良株・ファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	27,944,119.00	1.5633 43,685,734	1.4421 40,298,214	30.73
2	フィデリティ・日本成長株・ファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	16,568,768.00	1.0580 17,530,489	1.1021 18,260,439	13.93
3	FF-EMERGING MKTS ACC USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	11,219.37	1,477.88 16,580,993	1,579.30 17,718,778	13.51
4	FF-AMERICA ACC USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	5,647.62	2,020.51 11,411,086	2,176.34 12,291,154	9.37
5	FF-EURO LRG COS ACC EUR	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	4,683.70	1,690.51 7,917,861	1,784.85 8,359,680	6.37
6	FF-EUROPEAN VALUE FUND A-ACC-EUR	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	4,444.91	1,868.19 8,303,964	1,864.28 8,286,566	6.32
7	FF-AMER DIVERSIFIED FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	3,688.53	2,176.15 8,026,797	2,218.05 8,181,334	6.24
8	FF-EUROPEAN DIV ACC EUR	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	2,513.96	1,778.63 4,471,427	1,854.35 4,661,768	3.56
9	FF-INTERNATIONAL BOND FUND A-ACC-JPY(HEDGED)	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	3,827.68	1,005.99 3,850,643	1,008.00 3,858,301	2.94
10	FF-AUSTRALIA ACC AUD	オーストラリア・ドル ルクセンブルグ	投資証券	1,888.07	1,247.26 2,354,921	1,278.52 2,413,938	1.84
11	FF-EURO SMALL COS ACC EUR	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	1,069.81	2,136.10 2,285,226	2,227.95 2,383,486	1.82
12	FF-ASIA PACIFIC DIVIDEND FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	436.44	1,817.76 793,343	1,938.18 845,901	0.65
13	FF-ASIAN SPEC SITS AC USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	256.93	1,907.45 490,082	2,087.44 536,326	0.41
14	FF-ASIA FOCUS AC USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	278.57	1,766.97 492,225	1,916.23 533,805	0.41

## 種類別投資比率

(2016年4月28日現在)

種 類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	44.66
投資証券	外国	53.44
合計（対純資産総額比）		98.09

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2016年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2015年9月25日)	129	129	1.1544	1.1544
	2015年4月末日	122	-	1.2826	-
	2015年5月末日	139	-	1.3377	-
	2015年6月末日	141	-	1.2943	-
	2015年7月末日	151	-	1.3132	-
	2015年8月末日	132	-	1.2163	-
	2015年9月末日	128	-	1.1277	-
	2015年10月末日	143	-	1.2398	-
	2015年11月末日	145	-	1.2601	-
	2015年12月末日	142	-	1.2328	-
	2016年1月末日	128	-	1.1167	-
	2016年2月末日	123	-	1.0683	-
	2016年3月末日	130	-	1.1286	-
	2016年4月末日	131	-	1.1253	-

## 【分配の推移】

期	収益率(%)
第1期	0.0000

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	15.4
第2期中 自 2015年9月26日 至 2016年3月25日	3.6

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を直前の計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	122,347,162	10,348,135	111,999,027
第2期中 自 2015年9月26日 至 2016年3月25日	8,693,693	5,090,392	115,602,328

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。



## &lt; 参考情報 &gt;

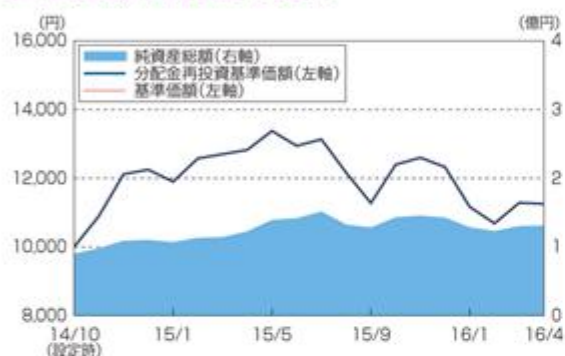
(2016年4月28日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	11,253円
純資産総額	1.3億円

## 分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税引前)
2015年9月	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ポートフォリオの状況

## 株式

組入投資信託証券	比率
フィデリティ米国優良株ファンド(適格機関投資家専用)	30.7%
フィデリティ日本成長株ファンド(適格機関投資家専用)	13.9%
フィデリティファンズーエマージングマーケットファンド(注)	13.5%
フィデリティファンズーアメリカファンド(注)	9.4%
フィデリティファンズーヨーロッパリーダーシップファンド(注)	6.4%
フィデリティファンズーヨーロッパインバリューファンド(注)	6.3%
フィデリティファンズーアメリカンダイバーシファイドファンド(注)	6.2%
フィデリティファンズーヨーロッパアンティビッドファンド(注)	3.6%
フィデリティファンズーオーストラリアファンド(注)	1.8%
フィデリティファンズーヨーロッパスモールキャピタルファンド(注)	1.8%
フィデリティファンズーアジアパシフィックティビッドファンド(注)	0.6%
フィデリティファンズーアジアスペシャルシチュエーションファンド(注)	0.4%
フィデリティファンズーアジアフォーカスファンド(注)*	0.4%
合計	95.1%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※(注)はルクセンブルグ籍証券投資法人です。

※2016年3月23日付でフィデリティファンズーサウス・イースト・アジア・ファンドのファンド名称が変更になりました。

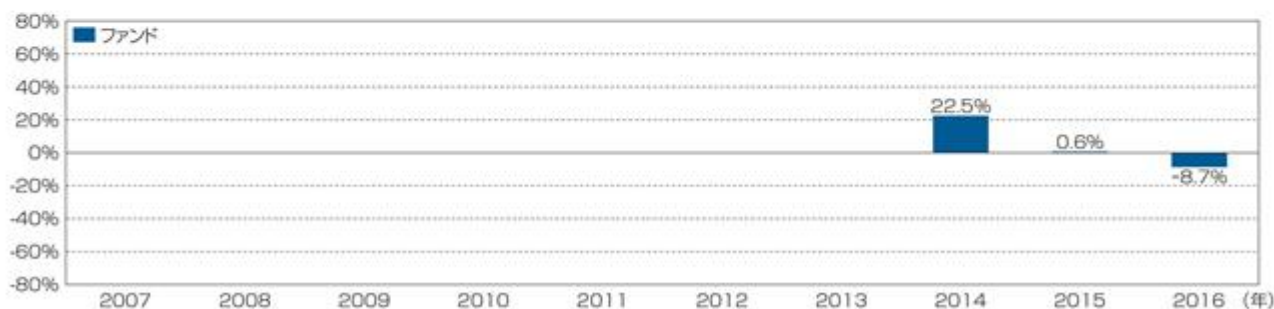
※株式部分は為替ヘッジを行わず、債券部分は為替ヘッジを行いません。

## 債券・短期金融資産等

組入投資信託証券	比率
フィデリティファンズーインターナショナルボンドファンド(注)	2.9%
合計	2.9%

\*上記ファンドには株式を組入れる場合があります。

## 年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

※2014年は当初設定日(2014年10月16日)以降2014年末までの実績、2016年は年初以降4月末までの実績となります。

## 第3【ファンドの経理状況】

### 1【財務諸表】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の記載内容を追加いたします。

<追加内容>

ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成27年9月26日から平成28年3月25日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた監査法人により中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 【フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド（アクティブ）2050】

## （1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期計算期間 平成27年9月25日現在	第2期中間計算期間 平成28年3月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	60,668	15,584
金銭信託	3,887,050	1,605,457
投資信託受益証券	57,555,152	58,371,817
投資証券	68,373,657	69,137,398
派生商品評価勘定	-	7,945
未収入金	-	1,297,781
その他未収収益	129,108	113,066
流動資産合計	130,005,635	130,549,048
資産合計	130,005,635	130,549,048
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,448	64,742
未払金	-	1,297,666
未払解約金	192,864	-
未払受託者報酬	10,592	11,467
未払委託者報酬	445,776	482,398
その他未払費用	61,556	66,613
流動負債合計	717,236	1,922,886
負債合計	717,236	1,922,886
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	111,999,027	115,602,328
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	17,289,372	13,023,834
（分配準備積立金）	8,658,325	8,281,698
元本等合計	129,288,399	128,626,162
純資産合計	129,288,399	128,626,162
負債純資産合計	130,005,635	130,549,048

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期中間計算期間 自 平成26年10月16日(設定日) 至 平成27年 4 月15日	第 2 期中間計算期間 自 平成27年 9 月26日 至 平成28年 3 月25日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	537,421	1,204,238
受取利息	-	3
有価証券売買等損益	22,895,760	2,282,604
為替差損益	2,200,027	3,778,447
その他収益	206,839	247,779
<b>営業収益合計</b>	<b>25,840,047</b>	<b>4,609,031</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	9,211	11,467
委託者報酬	387,659	482,398
その他費用	78,112	79,360
<b>営業費用合計</b>	<b>474,982</b>	<b>573,225</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>25,365,065</b>	<b>5,182,256</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>25,365,065</b>	<b>5,182,256</b>
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>25,365,065</b>	<b>5,182,256</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	43,796
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>-</b>	<b>17,289,372</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>197,151</b>	<b>1,667,181</b>
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	197,151	1,667,181
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>794,259</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	794,259
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>25,562,216</b>	<b>13,023,834</b>

## （３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>（１）投資信託受益証券  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>（２）投資証券  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p>	<p>為替予約取引  為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第 1 期計算期間 平成27年 9 月25日現在	第 2 期中間計算期間 平成28年 3 月25日現在
<p>1. 元本の推移</p> <p>期首元本額</p> <p>期中追加設定元本額</p> <p>期中一部解約元本額</p>	<p>90,000,000 円</p> <p>32,347,162 円</p> <p>10,348,135 円</p>	<p>111,999,027 円</p> <p>8,693,693 円</p> <p>5,090,392 円</p>
<p>2. 受益権の総数</p>	<p>111,999,027 口</p>	<p>115,602,328 口</p>
<p>3. 1口当たり純資産額</p>	<p>1.1544 円</p>	<p>1.1127 円</p>

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間 自 平成26年10月16日（設定日） 至 平成27年4月15日	第2期中間計算期間 自 平成27年9月26日 至 平成28年3月25日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.05%以内の額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>（1）有価証券            売買目的有価証券            重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引            「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>（3）上記以外の金融商品            短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

種類	第1期計算期間 平成27年9月25日 現在				第2期中間計算期間 平成28年3月25日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	3,718,822	-	3,725,270	6,448	5,190,609	-	5,255,351	64,742
アメリカ・ドル	3,718,822	-	3,725,270	6,448	5,190,609	-	5,255,351	64,742
買建	-	-	-	-	1,289,491	-	1,297,436	7,945
アメリカ・ドル	-	-	-	-	1,289,491	-	1,297,436	7,945
合計	3,718,822	-	3,725,270	6,448	6,480,100	-	6,552,787	56,797

## （注1）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 純資産額計算書」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(2016年4月28日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	131,232,985	円
負債総額	100,719	円
純資産総額 ( - )	131,132,266	円
発行済数量	116,528,943	口
1 単位当たり純資産額 ( / )	1.1253	円



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金等（2015年10月末日現在）

（略）

< 訂正後 >

(1) 資本金等（2016年4月末日現在）

（略）

## 2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（略）

2015年10月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託167本、親投資信託58本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額4,914,990,428,262円です。

< 訂正後 >

（略）

2016年4月28日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託170本、親投資信託59本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額4,760,062,216,496円です。

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。第30期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた監査法人により中間監査を受けております。なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

## （１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第28期 (平成26年3月31日)	第29期 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	703,688	917,291
立替金	132,897	142,437
前払費用	157,073	96,063
未収委託者報酬	4,903,749	5,236,010
未収収益	308,502	585,000
未収入金	* 1 113,249	332,396
繰延税金資産	787,899	708,938
流動資産計	7,107,059	8,018,138
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	1,749,221	1,622,475
長期貸付金	* 1 15,988,240	18,857,485
長期差入保証金	48,441	39,163
その他	830	11,330
投資その他の資産合計	17,786,733	20,530,454
固定資産計	17,794,220	20,537,941
資産合計	24,901,280	28,556,080
負債の部		
流動負債		
預り金	256,716	216,345
未払金	* 1	
未払手数料	2,104,446	2,269,889
その他未払金	2,799,956	2,592,647
未払費用	734,514	526,518
未払法人税等	167,249	367,845
未払消費税等	531,603	1,022,900
賞与引当金	1,862,679	2,067,601
その他流動負債	66,436	196,295
流動負債合計	8,523,603	9,260,042
固定負債		
長期賞与引当金	168,461	288,258
退職給付引当金	5,358,696	5,874,342
預り保証金	19,485	19,485
繰延税金負債	235,070	201,942
固定負債合計	5,781,714	6,384,028
負債合計	14,305,317	15,644,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,171,463	11,489,515
利益剰余金合計	9,171,463	11,489,515
株主資本合計	10,171,463	12,489,515
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	424,499	422,493
評価・換算差額等合計	424,499	422,493
純資産合計	10,595,962	12,912,008
負債・純資産合計	24,901,280	28,556,080

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第28期 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）	第29期 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	43,856,785	48,583,974
その他営業収益	3,959,034	4,269,166
営業収益計	47,815,820	52,853,140
営業費用	* 1	
支払手数料	20,105,736	22,605,495
広告宣伝費	683,051	612,086
調査費		
調査費	420,361	456,254
委託調査費	8,432,733	9,763,373
営業雑経費		
通信費	34,070	53,879
印刷費	30,834	51,117
協会費	28,707	37,309
諸会費	8,851	3,749
営業費用計	29,744,346	33,583,266
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,871,694	3,005,306
賞与	2,480,880	2,963,441
福利厚生費	452,264	726,788
交際費	32,446	35,003
旅費交通費	235,299	204,775
租税公課	43,385	55,524
弁護士報酬	1,333	780
不動産賃貸料・共益費	491,300	383,582
支払ロイヤリティ	2,550,455	2,173,297
退職給付費用	298,694	374,722
消耗器具備品費	52,927	52,126
事務委託費	4,825,009	5,653,787
諸経費	304,600	415,615
一般管理費計	14,640,293	16,044,751
営業利益	3,431,180	3,225,121
営業外収益		
受取利息	* 1	129,516
保険配当金	12,203	13,404
受取配当金	-	353,044
雑益	1,813	2,578
営業外収益計	101,841	498,544
営業外費用		
寄付金	386	-
為替差損	175,240	170,496
営業外費用計	175,627	170,496
経常利益	3,357,394	3,553,170
特別利益		
投資有価証券売却益	10,260	220,645
特別利益計	10,260	220,645
特別損失		
特別退職金	4,672	50,797
事務過誤損失	134	311
特別損失計	4,806	51,109
税引前当期純利益	3,362,848	3,722,707
法人税、住民税及び事業税	717,351	1,325,694
法人税等調整額	256,109	78,961
法人税等合計	973,460	1,404,655
当期純利益	2,389,388	2,318,052

## （３）【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計
	資本金	利益剰余金		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	6,782,075	6,782,075	7,782,075
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	2,389,388	2,389,388	2,389,388
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	2,389,388	2,389,388	2,389,388
当期末残高	1,000,000	9,171,463	9,171,463	10,171,463

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	347,879	347,879	8,129,955
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	2,389,388
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	76,619	76,619	76,619
当期変動額合計	76,619	76,619	2,466,007
当期末残高	424,499	424,499	10,595,962

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計
	資本金	利益剰余金		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	9,171,463	9,171,463	10,171,463
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	2,318,052	2,318,052	2,318,052
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	2,318,052	2,318,052	2,318,052
当期末残高	1,000,000	11,489,515	11,489,515	12,489,515

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	424,499	424,499	10,595,962
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	2,318,052
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,006	2,006	2,006
当期変動額合計	2,006	2,006	2,316,046
当期末残高	422,493	422,493	12,912,008

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

##### 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

##### 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

### 2. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

#### (3) 賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

### 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

\*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第28期 (平成26年3月31日)		第29期 (平成27年3月31日)	
未収入金	29,725	千円	186,434	千円
その他未払金	2,490,239	千円	1,802,925	千円
長期貸付金	14,210,000	千円	16,600,000	千円

(損益計算書関係)

\*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第28期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)		第29期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	
営業費用	9,887,435	千円	11,639,805	千円
受取利息	77,218	千円	67,194	千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第29期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。



## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

## 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

## 第28期（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	703,688	703,688	-
(2) 未収委託者報酬	4,903,749	4,903,749	-
(3) 未収入金	113,249	113,249	-
(4) 投資有価証券	1,747,460	1,747,460	-
(5) 長期貸付金	15,988,240	15,988,240	-
資産計	23,456,387	23,456,387	-
(1) 未払手数料	2,104,446	2,104,446	-
(2) その他未払金	2,799,956	2,799,956	-
負債計	4,904,403	4,904,403	-

## 第29期（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	917,291	917,291	-
(2) 未収委託者報酬	5,236,010	5,236,010	-
(3) 未収入金	332,396	332,396	-
(4) 投資有価証券	1,620,714	1,620,714	-
(5) 長期貸付金	18,857,485	18,857,485	-
資産計	26,963,896	26,963,896	-
(1) 未払手数料	2,269,889	2,269,889	-
(2) その他未払金	2,592,647	2,592,647	-
負債計	4,862,536	4,862,536	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

- (5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第28期 (平成26年3月31日)	第29期 (平成27年3月31日)
非上場株式	1,761	1,761

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

## (注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第28期（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	703,688	-	-	-
未収委託者報酬	4,903,749	-	-	-
未収入金	113,249	-	-	-
合計	5,720,687	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(15,988,240千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

## 第29期（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	917,291	-	-	-
未収委託者報酬	5,236,010	-	-	-
未収入金	332,396	-	-	-
合計	6,485,698	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(18,857,485千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

## (有価証券関係)

## 第28期（平成26年3月31日）

## 1. その他有価証券

区分	取得原価(千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	987,890	1,648,050	660,160
小計	987,890	1,648,050	660,160
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	101,761	101,171	590
小計	101,761	101,171	590
合計	1,089,651	1,749,221	659,570

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
11,260	10,260	-

## 第29期（平成27年3月31日）

## 1. その他有価証券

区分	取得原価(千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	996,278	1,620,714	624,436
小計	996,278	1,620,714	624,436
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	1,761	1,761	-
合計	998,039	1,622,475	624,436

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
321,645	220,645	-

## (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度、及び確定拠出型年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付型年金制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	5,085,499
勤務費用	236,833
利息費用	26,174
数理計算上の差異の発生額	3,567
退職給付の支払額	99,521
為替変動による影響額	205,967
その他	100,128
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>5,351,256</u>

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	5,351,256
未認識過去勤務費用	7,440
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>5,358,696</u>

退職給付引当金	5,358,696
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>5,358,696</u>

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	236,833
利息費用	26,174
数理計算上の差異の費用処理額	3,567
過去勤務債務の費用処理額	6,841
<u>確定給付型年金制度に係る退職給付費用</u>	<u>252,599</u>

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.0%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は91,948千円であります。

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度、及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	5,351,256
勤務費用	220,063
利息費用	25,842
数理計算上の差異の発生額	60,368
退職給付の支払額	182,987
為替変動による影響額	378,615
その他	1,249
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>5,854,406</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	5,854,406
未認識過去勤務費用	19,936
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>5,874,342</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>5,874,342</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>5,874,342</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	220,063
利息費用	25,842
数理計算上の差異の費用処理額	60,368
過去勤務債務の費用処理額	3,808
<u>確定給付型年金制度に係る退職給付費用</u>	<u>302,464</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は95,963千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成26年3月31日)	第29期 (平成27年3月31日)
(流動)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	261,780	174,277
未払事業税	37,036	74,281
賞与引当金	663,858	673,706
その他	70,167	54,348
繰延税金資産合計	1,032,845	976,612
繰延税金負債		
未払金	244,946	267,675
繰延税金資産又は繰延税金負債( )の純額	787,899	708,938
(固定)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,909,839	1,910,187
繰越欠損金	187,558	22,081
資産除去債務	185,640	181,411
その他	62,975	21,399
繰延税金資産小計	2,346,014	2,135,080
評価性引当額	2,346,014	2,135,080
繰延税金資産合計	0	0
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	235,070	201,942
繰延税金資産又は繰延税金負債( )の純額	235,070	201,942

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第28期 (平成26年3月31日)	第29期 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.01%	35.64%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.69%	1.41%
評価性引当額	11.66%	4.38%
過年度法人税等	0.21%	1.88%
税率変更差異	0.41%	6.12%
その他	0.28%	0.82%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.95%	37.73%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から33.10%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額が54,401千円減少し（繰延税金負債の金額を控除した金額）、法人税等調整額が54,401千円増加しております。また、その他有価証券評価差額金が20,606千円増加し、繰延税金負債の金額が20,606千円減少しております。

## （持分法損益等）

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと思われる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## （賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

第28期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）及び第29期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第28期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	43,856,785	1,587,868	45,444,653

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	14,250,587	投資信託の運用
フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）	10,113,039	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,043,572	投資信託の運用

第29期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	48,583,974	1,635,296	50,219,270

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	18,618,483	投資信託の運用
フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）	10,648,267	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	4,954,596	投資信託の運用

## 関連当事者情報

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 2,957	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	千円 330,888	未払金	千円 284,209
							共通発生経費負担額（注4）	7,796,055	未払金	640,170
							関係会社引当金の支払い（注6）	1,255,160	関係会社引当金	-
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接 100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1）	千円 1,660,000	長期貸付金	千円 14,210,000
							利息の受取（注1）	77,218	未収入金	28,328
							共通発生経費負担額（注4）	39,188	未払金	5,674
							連結法人税の個別帰属額	-	未払金	503,197
親会社	FIL Asia Holdings Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 215,735	グループ会社経営管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 2,052,191	未払金	千円 1,055,592

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 5,957,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	千円 874,735	未収入金	千円 8,509
							投資信託販売に係る代行手数料（注5）	728,080	未払金	50,610

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(注6) 親会社との契約が終了したため、親会社により負担されていた額を支払っております。

第29期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
親会社	FIL Limited	英領バ ミュー ダ、ベン ブローク 市	千米ドル  3,231	投資 顧問業	被所有 間接 100%	投資顧問契 約の再委任 等役員の兼 任	委託調査 等報酬 (注3)	千円  500,809	未払金	千円  159,073
							共通発生 経費負担額 (注4)	8,844,812	未払金	675,995
親会社	フィデリ ティ・ジャ パン・ホー ルディン グス株式 会社	東京都 港区	千円  4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有 直接 100%	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1)	千円  2,390,000	長期 貸付金	千円  16,600,000
							利息の受取 (注1)	67,194	未収入金	23,988
							共通発生 経費負担額 (注4)	45,299	未払金	10,003
							連結法人税の 個別帰属額	-	未払金	749,276
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル  215,735	グループ 会社経営 管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生 経費負担額 (注4)	千円  2,749,693	未払金	千円  364,279



## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 6,707,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 838,469 851,761	未収入金 未払金	千円 37,739 171,463
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、アドミラルティ市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 1,246,085	未払金	千円 291,483
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,622	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 2,173,297	未払金	千円 287,819

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

## (1株当たり情報)

	第28期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第29期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	529,798円13銭	645,600円42銭
1株当たり当期純利益	119,469円40銭	115,902円61銭

(注1)1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第28期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第29期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(千円)	2,389,388	2,318,052
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,389,388	2,318,052
期中平均株式数	20,000株	20,000株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第30期中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		1,097,382	
未収委託者報酬		5,024,699	
未収収益		638,684	
未収入金		204,559	
繰延税金資産		708,938	
その他		152,859	
流動資産計		7,827,123	26.9
固定資産			
有形固定資産			
建設仮勘定		357,815	
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
投資有価証券		334,147	
長期貸付金		20,570,507	
長期差入保証金		37,361	
会員預託金		830	
投資その他の資産計		20,942,846	71.9
固定資産計		21,308,149	73.1
資産合計		29,135,273	100.0

		第30期中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>			
流動負債			
未払手数料		2,171,682	
その他未払金		1,846,430	
未払費用		534,743	
未払法人税等		812,556	
賞与引当金		2,507,447	
その他	*1	567,252	
流動負債計		8,440,113	29.0
固定負債			
長期賞与引当金		981,698	
退職給付引当金		5,758,078	
繰延税金負債		51,821	
その他		19,485	
固定負債計		6,811,083	23.4
負債合計		15,251,196	52.3
<b>(純資産の部)</b>			
株主資本			
資本金		1,000,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		12,775,459	
株主資本合計		13,775,459	47.3
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		108,617	0.4
評価・換算差額等合計		108,617	
純資産合計		13,884,076	47.7
負債・純資産合計		29,135,273	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第30期中間会計期間 自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		24,049,340	
その他営業収益		1,867,499	
営業収益計		25,916,839	100.0
営業費用及び一般管理費		24,110,370	93.0
営業利益		1,806,469	7.0
営業外収益	*2	106,631	0.4
営業外費用		74	0.0
経常利益		1,913,026	7.4
特別利益	*3	477,794	1.8
特別損失		220,876	0.9
税引前中間純利益		2,169,945	8.4
法人税等	*1	884,001	3.4
中間純利益		1,285,943	5.0

## 重要な会計方針

項目	第30期中間会計期間 自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>    その他有価証券</p> <p>        時価のあるもの</p> <p>            中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。</p> <p>        時価のないもの</p> <p>            総平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金</p> <p>    従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>    過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金、長期賞与引当金</p> <p>    従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>    消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用</p> <p>    連結納税制度を適用しております。</p>

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

項目	第30期中間会計期間末 平成27年9月30日
*1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

## (中間損益計算書関係)

項目	第30期中間会計期間 自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日
*1 税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
*2 営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息 70,336千円
*3 特別利益の主要な項目	特別利益は以下のとおりであります。 有価証券売却益 477,794千円

## (リース取引関係)

第30期中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,097,382	1,097,382	-
(2) 未収委託者報酬	5,024,699	5,024,699	-
(3) 未収入金	204,559	204,559	-
(4) 投資有価証券	332,386	332,386	-
(5) 長期貸付金	20,570,507	20,570,507	-
資産計	27,229,535	27,229,535	-
(1) 未払手数料	2,171,682	2,171,682	-
(2) その他未払金	1,846,430	1,846,430	-
負債計	4,018,113	4,018,113	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	1,761

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

## (有価証券関係)

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

## 1. その他有価証券

区分	種類	中間貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	332,386	171,947	160,439
合計		332,386	171,947	160,439

## (デリバティブ取引関係)

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

## (ストックオプション等関係)

第30期中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## (持分法損益等)

第30期中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

## (賃貸等不動産関係)

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。



## (セグメント情報等)

## セグメント情報

第30期中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第30期中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

## 1. サービスごとの情報 (単位:千円)

	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	24,049,340	1,867,499	25,916,839

## 2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位:千円)	関連するサービスの種類
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	8,454,715	投資信託の運用
フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）	6,071,535	投資信託の運用

## (1株当たり情報)

	第30期中間会計期間 自平成27年4月1日 至平成27年9月30日
1株当たり純資産額	694,203.82円
1株当たり中間純利益金額	64,297.19円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額	1,285,943千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	1,285,943千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2015年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	
販売会社	フィデリティ証券株式会社	6,707百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
	株式会社SBI証券	47,937百万円	
	日本生命保険相互会社	1,250,000百万円* *相互会社であるため、「基金」の額です。	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
運用の委託先	FILインベストメンツ・インターナショナル	225,365英ポンド (約40百万円*) *1英ポンド178.78円で換算 (2015年12月末日現在)	主として英国およびヨーロッパにおいて投資信託の販売および投資信託会社に対する投資運用業務を営んでいます。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年5月18日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2050の平成27年9月26日から平成28年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2050の平成28年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月26日から平成28年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月19日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 梅木 典子  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月4日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 梅木 典子  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。